

(別紙)

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域(下記の地名地番は平成24年3月25日現在のものです。)

ア 花巻市大迫町大迫第1地割から第15地割まで、第16地割の一部、第17地割の一部、第18地割、第19地割の一部、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。  
(別紙図面のとおり。)

イ 花巻市大迫町亀ヶ森第1割から第24地割まで、第27地割、第28地割、第29地割の一部、第31地割から第39地割、第43地割から第48地割まで、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。(別紙図面のとおり。)

ウ 花巻市大迫町外川目第27地割、第28地割、第34地割、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。(別紙図面のとおり。)

エ 花巻市幸田第1地割から第20地割まで、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。(別紙図面のとおり。)

オ 花巻市高松第29地割の一部、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。  
(別紙図面のとおり)

カ 花巻市東十二丁目第16地割から第19地割まで、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。(別紙図面のとおり。)

キ 花巻市横志田1地割の一部、2地割の一部、3地割から11地割まで、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。(別紙図面のとおり。)

ク 花巻市中笹間1地割から4地割まで、13地割の一部、14地割の一部、17地割の一部、18地割、19地割、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。(別紙図面のとおり。)

ケ 花巻市太田第3地割の一部、第11地割から第20地割まで、第22地割から第24地割まで、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。(別紙図面のとおり)

コ 花巻市轟木20地割から22地割まで、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。(別紙図面のとおり。)

サ 花巻市栃内1地割から13地割まで、14地割の一部、15地割から45地割まで、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。(別紙図面のとおり)

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域(下記の地名地番は平成24年3月25日現在のものです。)

ア 花巻市東和町田瀬全域の都市計画区域。(別紙図面のとおり。)

イ 花巻市東和町砂子5区から7区まで、並びに地内に介在する道路、水路である公有地の全部。(別紙図面のとおり。)